

令和6年坂祝町議会 第2回定例会 議案

令和6年6月4日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

議案第 29 号	坂祝町情報公開条例の一部を改正する条例について
議案第 30 号	坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 31 号	令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 32 号	令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 33 号	令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 34 号	工事請負契約の締結について
議案第 35 号	町道の路線の認定について
議案第 36 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

議案第 29 号

坂祝町情報公開条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町情報公開条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

国が推進するデジタル規制改革に基づき情報公開手続の適用範囲を拡大するため所要の改正をするものです。

坂祝町情報公開条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) この条例において公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)、<u>電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 町の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 図書館その他これに類する本町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの (3) (略)	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) この条例において公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)、<u>ビデオテープ、磁気テープその他これに類するものから出力されたものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> ア 町の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 図書館その他これに類する本町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの (3) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）の施行に伴い、本条例も準じて改正するものです。

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第２９条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>１５人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>２５人</u>につき１人 （職員） 第３１条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>１５人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>２５人</u>につき１人 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>１５人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>２</u>	（職員） 第２９条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>２０人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>３０人</u>につき１人 （職員） 第３１条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>２０人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>３０人</u>につき１人 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第４４条 （略） ２ （略） （１）～（２） （略） （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>２０人</u>につき１人 （４） 満４歳以上の児童 おおむね<u>３</u>

<u>5人</u>につき1人 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人	<u>0人</u>につき1人 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 (略) 2 (略) (1)～(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者(A型)、小規模保育事業者(B型)、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第 31 号

令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町一般会計補正予算（第 2 号）を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 32 号

令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 33 号

令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 6 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

議案第 3 4 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年坂祝町条例第 3 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

記

1. 契約の目的 上水工第 6 - 1 号
酒倉地区配水管布設替工事（1-11）
2. 契 約 金 額 7 7 , 5 5 0 , 0 0 0 円
3. 工 期 契約の日から令和 7 年 1 月 1 7 日まで
4. 契約の相手方 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉 2 0 0 8 番地
5. 契約の方法 一般競争入札（事後審査型条件付き）

議案第 35 号

町道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て次の路線を認定するものとする。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

整理番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点	重要な経過地
1143	酒倉 143 号線	加茂郡坂祝町酒倉字北高見 2000 番 5 地先から	
		加茂郡坂祝町酒倉字北高見 2000 番 59 地先まで	

議案第 36 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定をするため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、これに伴い規約の変更を行うものです。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月２３日岐阜県指令市町村第１２６３号）の一部を次のように変更する。

改正後	改正前
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）
１ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	１ 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
２ <u>資格確認書等</u> の引渡し	２ <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
３ <u>資格確認書等</u> の返還の受付	３ <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
４ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	４ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
５ 保険料に関する申請の受付	５ 保険料に関する申請の受付
６ 前各項に掲げる事務に付随する事務	６ 前各項に掲げる事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。